セクシュアル・マイノリティに引かれる「境界線」 Discrimination among Sexual Minorities in Japan

堀川 修平

HORIKAWA, Shuhei

1. はじめに

本稿は、日本のセクシュアル・マイノリティ差別を乗り越える実践としての社会運動(以下、〈運動〉と表す)の成果の一つであるセクシュアル・マイノリティの可視化がもたらした差別を明らかにする(1)。

〈運動〉に着目する理由としては、〈運動〉とい

う実践が、その中で活動した人々たちの抱く社会像, あるいは、どのような社会で生きたいのか、どのよ うに生きたいのかという「願い」が表出される場だ と考えるからである。社会において、〈運動〉とい う実践は、自身がセクシュアル・マイノリティであ るということでなされている差別を乗り越えるもの であり、社会で「生きていく」ためになされるもの である。つまり、〈運動〉は、どのように人間とし て生きていきたいか、という人間形成のための営み なのでもあり、その点においても人間形成=教育学 (森川 2015) の分野であつかう大きな意義になる。 これまで、日本においてセクシュアル・マイノリ ティ差別の研究は、主に社会学・文学・法学・教育 学など人文・社会科学研究者によってなされてきた。 とりわけ、1990年代以降ジェンダー研究が盛んに なってきたことと相まって、これまで一部の研究者

によって再生産されてきた"異性愛中心主義的・男

女二分法のジェンダー研究"――つまり、ジェンダ

ーという、性に関わる差別問題を扱ってきたのにもかかわらず、「男女」という二分法で社会の枠組みを取り扱い、しかも、「異性愛」を中心に据えて、それ以外のセクシュアリティ⁽²⁾(以下、〈性〉と表す)を排除する研究――に反省する形で「セクシュアリティ研究」が深められていった。特に、「セクシュアル・マイノリティ」に関する研究は、"セクシュアル・マイノリティ」に関する研究は、"セクシュアル・マイノリティ当事者"を中心として研究が進められた。乱暴な表現になってしまうかもしれないが、研究が進められた背景には、単に「これまでその研究がやられていないからやるのだ」という「安直な」理由ではなく、自分たちの置かれている社会状況をよりよくしていくための、ある種「運動」的な理由があったといっても過言ではないだろう。フェミニズムやジェンダー論は、

「イデオロギー」的なもので学問とは呼べないのではないかという問いを投げかけ続けられてきた(上野 1999)。そのような学問の背景がある中で、むしろ「マジョリティ」らが目を背けてきたことに目を向け、学問体系自体を問い直すはたらきを持っていたことに類似しているといってもよい。

そもそも、セクシュアル・「マイノリティ」の歴 史というものは、これまでしっかりと把握されてき ていないといっても過言ではない。「自分たちのア イデンティティをつくるために必要なアイデンティ フィケーションをあらゆる面で阻害されてきている者たちとして、レズビアン&ゲイは長い間自らの『口』を持てなかった」(キース 1997:10)とあるように、セクシュアル・「マイノリティ」と呼ばれる被抑圧状態に置かれてきたものたちの記録は、公にされないまま当人たちの記憶の片隅に放置されてきたと考えられる。そのため、筆者はオーラルヒストリーと残された史料をもとにして研究を進めてきた。

ってセクシュアル・マイノリティをその対象とした研究が深められている。例えば、近年に出されたものに特化すれば、前川直哉 (2016) や石田仁 (2015) は、男性同性愛者の表象を歴史的に追い、

日本の歴史学研究においては、ようやく近年にな

(2015) は、男性同性愛者の表象を歴史的に追い、また、三橋順子(2016) は、「性同一性障害」、あるいは「トランスジェンダー」、「性別越境者」の日本における歴史を丁寧に追っている。これらは社会史(あるいは性社会史)を手法として、掘り起こされずに「好き勝手」語られてきたマイノリティ像を改めるはたらきがあるといっても過言ではない。

このような研究の蓄積がみられる一方で、本稿で取り扱う、差別を乗り越える実践としてのセクシュアル・マイノリティ運動についての歴史研究は、未だ十分になされてきていない。〈運動〉を取り扱った研究としては、砂川秀樹(2003a・b)や風間孝(2002)など、〈運動〉にも関わってきた研究者によるものがあげられるが、〈運動〉の歴史に着目し、どのようにセクシュアル・マイノリティらが自身の権利を獲得してきたのか、またどのような問題を乗り越えてきたのかについては、堀川修平(2016a・b)などが現時点における研究の到達点であるといってもよいほど、数が少ない。黒川みどり他

(2015) が指摘する通り,近年になって「光が当 てられるようになってきた」といっても過言ではない。

堀川(2016a)は、日本における〈運動〉の変遷、特に広場に集結することや街頭などを練り歩くことによってなされる「パレード」の変遷を追い、"デモ"的なものから"祭り"的なものへと変化していったと考察している。また、堀川(2016b)は、先の研究を発展的に深めていき、日本の〈運動〉が南定四郎という人物によって進められていており、彼の思想が後の〈運動〉の方向性を形作っているのだと示唆した。本稿は、堀川の両研究を深めるものとして位置づける。

以上の目的と課題意識をもとに、まず「境界線」という点に着目してみたい。

2. 「境界線」とは

本研究は、セクシュアル・マイノリティの差別を乗り越える実践を扱う研究である。先述のとおり、日本においてセクシュアル・マイノリティ差別に関する、とりわけ差別を乗り越える実践としての〈運動〉に関する研究はほとんどなされていない。そのため、筆者はこれまで、日本の「マイノリティ」たちになされてきた差別の歴史や、その差別を乗り越える実践の研究をもとにしてセクシュアル・マイノリティの置かれてきた状況を分析することを試みてきた(3)。

セクシュアル・マイノリティ, とりわけ同性愛者 の場合は, 医学や心理学, 精神医学など「学術的な 権威を自称する」(箱崎 2016:1) ものによって介入され,「異常」というレッテルを貼られてきた。 この背景には,「セクシュアリティが正常と異常と

いう二分法のなかに配置され、病理学と社会統制の 対象となってきた」(箱崎 2016:2-3) 歴史がある。 ここでは、「近代」がキーワードになっている。「セ クシュアリティ」をめぐって、19世紀の産業資本 主義の拡大に伴う都市化は、労働者人口の増大を招 き、さまざまなセクシュアリティを実践する人が行 き交う場としての都市は、医学や司法、警察による 観察と管理の場となっていった(箱崎 2016)。ゲ イ・スタディーズ研究者である河口和也によれば, 19 世紀における同性愛「犯罪化」の言説を破棄し、 それに変わって同性愛を「病理」として捉え、医療 化しようとする動きがあったという (河口 2003: 1-7)。これ自体は、「同性愛者」としてそれらの 人々を「生得的」なものとして捉え,「刑法の対象 となるにはふさわしくない」という主張をするもの であったが、その後「異常」であるという問いは、 同性愛者に投げかけられ続けた。このような「異常」 一「正常」という区分でそれら集団を分かつものを, 本稿では「境界線」と呼びたい。

3. マジョリティ/マイノリティという「境界線|

このような「境界線」に着目すると、そこでゆれるマイノリティたちの様子が浮かび上がる。「個々の差別にはそれぞれ異なる独自の歴史があるとしても、近現代のある時期に様々な差別が強化されるなどの事実」(黒川 2015: viii)が、日本近現代史を俯瞰すると見えてくる。「近代国家は、その価値観に反する人びとを排除しながら、『国民』をつくり出していった」(黒川 2015: viii)という。〈国民国家〉は、「排除」と「包摂」によってさまざまな差別を内包してきた。また、箱崎の言うように、

(1960年代後半の運動実践,特に欧米における実

践おいて、この「正常」一「異常」という問いの向きが反転するものの)、排除される側に向けられてきた「異常」というまなざしから如何に解き放たれるか、ということを〈運動〉はその実践の中で模索してきたのである。具体的に見ていくと、1970年代前後からみられる日本におけるセクシュアル・マイノリティ運動の変遷は、以下のようにまとめることができる。

日本の〈運動〉は、セクシュアル・マイノリティ らが生きやすい社会をつくるため、社会背景に応じ た「戦略」を用いて進められた。1980年代当初は、 南定四郎や IGA/ILGA 日本によってなされた「学 習会」活動などに代表されるように、まずセクシュ アル・マイノリティとしての当事者性、特に「被抑 圧者であるゲイ」という当事者性の形成がメインに なされ、そこから、その状態を変えようとする運動 が進められた。その後、1980年代後半から90年 代に入り、"セクシュアル・マイノリティは「普通」 である"というイメージを広く認知させるために、 対国家, 対報道/マスメディアに向けた運動がなさ れていった。このような流れの中, 1994年には日 本初のセクシュアル・マイノリティによるパレード が東京で行われている。1996年にパレードでの 「宣言文」に対して異議が申し立てられ、南は一連 の運動から退き、2000年に砂川秀樹によって「復 活|されたパレード以降,運営者は、いかに可視化 するか考えながらパレードを進めている。つまり, 日本におけるセクシュアル・マイノリティの運動は, "デモ"としてのパレードから"祭り"としてのパレー ドへと変化したことによって、多くの人々を巻き込 む運動形態をつくり出すことができたのである⁽⁴⁾。

日本の〈運動〉の初期の理論に影響を与えた南自

身の経験から始まった「学習会」は、参加者が、自 己の置かれている状況、つまり「同性愛者である」 ということに「自覚的」になれるような場として構 成された。そこでは、「被抑圧者である同性愛者」 としての当事者性を獲得することが重要視されてお り、このような手法は後の世代にも継承されていく (堀川 2016b)。また、もちろんこれらの活動は、 セクシュアル・マイノリティ当事者に「認知」を広 めるための役割を担っていたと考察できる。伏見憲 明『プライベート・ゲイライフ』(1991) や掛札悠 子『「レズビアン」である,ということ』(1992) などの、「当事者」が語る、つまり「カミングアウ ト | ⁽⁵⁾を通した「同性愛 | のはなしなどからもわか る通り、1990年代以降になされていったこの当事 者の発言は、それまで「誤認」され、「言われっぱ なし」⁽⁶⁾だった側面を打開するはたらきがあったと いえ,この後に伊藤悟『男ふたり暮らし』(1993), 出雲まろう『まな板の上の恋』(1993) などと続い ていくことからもその意義が読み取れる。つまり, セクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マ ジョリティ」という線引きをひきなおすためには、 当事者以外にもセクシュアル・マイノリティを「認 知 してもらうことが必要であった。

以上からも読み取れるように、このようなセクシュアル・マイノリティ差別を乗り越える実践は、セクシュアル・マイノリティ差別の問題を明らかにしていくために、セクシュアル・マイノリティとセクシュアル・「マジョリティ」(⁷⁾にひかれている「境界線」をひきなおすこと、あるいはそのための活動だったといえるのではないだろうか。その前提として、セクシュアル・マイノリティ、とりわけ同性愛者を可視化していったことが〈運動〉の成果として

あげられる。セクシュアル・マイノリティは、まず 自身が何者なのかを知ること、そして知ったうえで セクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マ ジョリティ」という力関係を改めようとしたことが、 これらの〈運動〉の変遷から見て取れる。

4.「マイノリティ」内の「境界線」―「良い」イ メージの陥穽

セクシュアル・マイノリティは排除され「不可視化」されてきた歴史があり、南の〈運動〉を境にして、伏見や掛札らによって「カミングアウト」がなされ、それによって世間に「当事者がいる」ということが徐々に認知され始めた。

このように「当事者」が社会で「可視化」された後、近年では、セクシュアル・マイノリティの「可視」が広く行われている。その「可視」について着目する上で、「LGBT 市場」は、「不気味」な様相を呈しているといえよう。

「LGBT 市場」とは、「LGBT」⁽⁸⁾をターゲットとした世界規模の市場のことを指す。例えば、日本で同性婚が法的に認められることによって、結婚式場などを経営する企業は市場が拡大するとされている。現時点で日本において同性婚は法的に認められていないが、海外在住の同性愛者が京都などで結婚式を挙げるビジネスが見てとれる⁽⁹⁾。

この「機運」のたかまりを察してか、欧米でも多くの「LGBT フレンドリー」 (10) と呼ばれる企業が、プライドパレードを代表とする様々なプライドイベントに協賛している (11)。このような「LGBT フレンドリー」な企業は、日本においても徐々に姿を現している。2014 年の第 3 回東京レインボープライドでは、日本 IBM や東京インターバンク・フォーラ

ム(外資系証券会社など複数の東京の金融機関の連合グループ)などの「性的マイノリティの従業員支援を目的としたグループ」と、そのような自社の従業員支援に加えて、グーグルやマイクロソフト、フィリップスなどの「性的マイノリティの消費者に対して自社がフレンドリーであることをアピールするグループ」の双方が参加した。LGBT 市場に着目し、過去に特集記事も出している『東洋経済』は、

LGBT 市場は「非常に大きく,人口の 5%強を占めると言われています。このマーケットにどのようにアクセスするか,企業の注目度が徐々に高まってき」たと分析している⁽¹²⁾。

このように、「LGBT 市場」が着目される中、
『AERA』は、このようなセクシュアル・マイノリティ当事者の学生と企業の関係について、東レ経営研究所の渥美由喜にインタビューを行い、それについて以下のようにまとめている(13)。

「LGBT の学生には、企業が求める優秀でグローバルな人材が多い。LGBT への理解がない企業は、優秀な人材を逃している」

渥美氏は、LGBT の学生は以下の傾向があると 指摘する。

(1) 自分について掘り下げて考え、自立心も強い(2) 日本より生きやすい場所を求め、語学の習得に励む人や、留学経験者も多い(3) 将来への不安から、資格を取得したり高学歴の人が多い(4) マイノリティーに対する温かい視点や柔軟性がある――。まさに、企業が求めるグローバル人材の宝庫といえる(14)。

この渥美の発言は一見、「LGBT」を差別するこ

とが企業によって損失になるということを示している「良識」ある記事に見受けられる。この渥美の発言からは、セクシュアル・マイノリティにとって「プラス」になる要素が受け取れるが、その発言は「セクシュアル・マイノリティは優秀である」という「偏見」に基づいてなされている。このような「偏見」は、先述の「言われっぱなし」と同じような状況を表している。

かつて日本においては、バブル崩壊後の 1990 年代に「ゲイ・ブーム」をむかえている。ことの発端は雑誌「CREA」によって特集「ゲイ・ルネッサンス'91」が組まれ、そこで「おしゃれ」で「ハイセンス」な「ゲイ」というイメージがもてはやされたことにある(15)。男性同性愛についての社会史研究をしている石田仁は、このバブル崩壊ごろからみられる様相を「消費されるゲイ」と評したが(16)、まさしく今現在の〈運動〉の成果と呼ばれているもの一一たとえば、渋谷区の「同性パートナーシップ条例」や「LGBT 市場」にのっとった「LGBT フレンドリー企業」による「理解」や「支援」などーーも、この「消費」的なブームの延長線上にあるだけなのではないかと考察できる。

また、「LGBT ブーム」あるいは昨今耳にすることも増えた「ダイバーシティ」(多様性)といいつつも、実際のところ、「健常」者であり、「優秀」で「高学歴」な、「留学」が経験できるくらいの社会資本を持ち得るもののみがこの「ブーム」の「恩恵」を授かれるのではなかろうか。また、ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点(17)から考えると、

「LGBT ブーム」の恩恵を授かれるマイノリティの中でも格差があることが指摘できる。男性・女性という二分法で考えた際に、男性よりも女性の方が、

生涯賃金が安いということをもとにして、ゲイ男性カップルよりもレズビアンカップルの方が経済的貧困に陥りやすいということを「レズビアン貧乏」と表現するように、結局のところ、「恩恵」を授かれる人びとは限られており、多くの「マイノリティ」には「関係のない話」、むしろ一部の「勝ち組」セクシュアル・マイノリティが「マイノリティ」の「代表者」になることによって、「好き勝手」語られるおそれすらある、いわば「害を被るような話」の状態にある(18)。

このように、〈運動〉によって引かれなおされてきた「境界線」は、マイノリティ内にひかれようとしているのである。それは、マジョリティ側、あるいは〈国民国家〉の側から引かれようとしている一方、「勝ち組」の「マイノリティ」によっても引かれようとしているのである。

5. おわりに

最後になるが、執筆にあたって考えたことを述べ、 本稿のまとめとしたい。

本稿は、2016年5月22日に催された総合人間学会若手シンポジウムでの発表をもとにして執筆したものである。シンポジウムでは、たくさんの質問、意見をいただいたのだが、質疑応答の中で、今日の〈運動〉について、とりわけ、今日的な「成果」についてはどのような分析ができるのかというコメントをいただいた。本稿は、この「コメント」を引き取り、発表での内容をもとにしたうえで、特に今日的な「成果」を意識して分析しなおしたものである。まず、このような今日的な「成果」について、この「成果」は、これまでの〈運動〉での積み重ねがあってこそのものだと考えている。それは、これまで

見てきたように、〈運動〉によって、「自己が抑圧されているのだ」ということに気が付くことができ、その後、「マイノリティ」の可視を進めていくことができたからである。このことなくしては、今日の「成果」にはつながらなかっただろう。

しかし、今日の「成果」といった際に、「目に見える成果」を指すのであれば、それは非常に「危うい」ものではないかと考える。それは、近年の「LGBT ブーム」であったり、渋谷区「同性パートナーシップ」条例⁽¹⁹⁾であったり、そのような「わかりやすい」成果は、今後の〈運動〉の方向性を「見失う」可能性をはらんでいると考えているためである。

〈運動〉とは差別を乗り越える実践である、というのは、本稿のはじめにも述べた。「差別を乗り越える」といった際に、その差別は、特定の「マイノリティ」が被っている差別を指すのだろうか。はたまた、「マイノリティ」と呼ばれる人たち全員が被っている差別を指すのだろうか。筆者は、これまでセクシュアル・マイノリティの差別問題を中心に研究してきたが、その研究背景には、さまざまな「差別」を受けているマイノリティ当事者、研究者との出会い/学びがある。そのような学びからも、特定のマイノリティだけが「優遇」され、あるいは、優遇されるために(または、優遇されていることに気付かずに)他のマイノリティを抑圧する構造は、見直していかねばならないと考えている。

このような課題意識をもとにセクシュアル・マイノリティを取り巻く現状を見ると、〈運動〉であっても、〈運動〉を離れた個人の単位での活動であっても、近年の「LGBT ブーム」を「つかわなきゃ損」といった風潮があるように見受けられる。

渋谷区が「同性パートナーシップ」条例を「認めた」一方で、代々木公園のホームレスを排除した例のように、「使える」、あるいは「金になる」「マイノリティ」は「優遇」し、そうでない「マイノリティ」は排除するという構造が露見している。これに関して、一部の〈運動〉に携わる者と当事者、そして研究者からは批判の声が上がっているものの、

「マイノリティ」たちの「総意」として、この問題 が「マイノリティ内に優劣をつけて、マイノリティ を分断していくものだしという声が上がらないこと は、ある意味で、セクシュアル・マイノリティ「さ え」良ければよいという批判がなされてもその批判 は免れないだろう。また、このような「LGBT ブー ム | の中で 2015 年に文部科学省から「性同一性障 害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施 等について」という通知が出され、また、2016年 4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に関わ る,児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施に ついて(教職員向け)」という周知資料が公表され た。内容については渡辺(2016)などによっても 論じられているのでそちらを参照していただきたい が、この「ブーム」の中で出されたということをふ まえて今一度考えると、手放しに「よかったね」と いえるものではないと思われる。

このような「LGBT ブーム」を利用した「良いイメージ」を前面に押し出していくことは、〈運動〉として、非常に「戦略的」なのかもしれない。しかし、本稿が、あるいは筆者のこれまでの研究が〈運動〉史を追ってきたからこそいえるのは、「過ちを繰り返さないためにどうにかしなければならない」ということである。1990年代にみられた「ゲイ・ブーム」の行き着く先は、偏った「イメージ」の流

布・強化と、そのイメージに当てはまらない人びと の排除、そして、「ブーム」自体の終焉であった。 また、この「ブーム」によって「急激に変化してい る」動きに対して、2000年代のジェンダーフリ ー・バッシング、性教育バッシング(バックラッシ ュ)⁽²⁰⁾とその後の一連の流れが示唆するものは大 きい。つまり、「まきかえし」(黒川 2015:248) への対抗が今現在十分に考えられていないというこ とである。2000年代以降の「マイノリティ」史に おける「事件」からわかる、マイノリティに対して 向けられる「まなざし」もこれらと関連して考えた い。その「事件」とは、2003年に起きた「黒川温 泉事件 | とも呼べるであろう、ハンセン病患者に対 する差別のことである。「国に感謝し、質素に暮ら している限りは同情するが、人権意識をもち、国と たたかい、差別とたたかうならば、掌を返したよう に容赦のない差別を行う」(黒川 2015:248)とい う,「同情論」にもとづいた「まなざし」。「マイノ リティ」と呼ばれる人に向けられるこれらの「まな ざし」は、ハンセン病患者・回復者に限ったことで もないし、その事件が起きた2000年代初頭から一 向に変化していないと考えられる。〈運動〉が、「ブ ーム」に終わらないためにも、これらのひかれ続け る「境界線」に注意を払い続けねばならないし、や はり今一度「人権」という観点からもマイノリティ の置かれている状況をとらえ、動き続けなければな らないのではなかろうか。

注

(1)本稿は、総合人間学会第 11 回研究大会若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」にて発表した内容である「〈病〉とセクシュアル・マイノリ

ティ」をもとに大幅に改変したものである。オーディエンスの皆さまから頂いたコメントなしには本稿は執筆できなかった。オーディエンスの皆さまはもちろん、参加いただいた皆さまにも厚く御礼申し上げます。

(2)本稿で〈性〉と表す「セクシュアリティ」概念 の定義についてであるが、本稿では、以下の「広義 のセクシュアリティ」と「狭義のセクシュアリティ」 を併せているものを〈性〉として表している。

広義のセクシュアリティとは、「生涯を通じて人間であることの中心的側面をなし、セックス(生物学的性)、ジェンダー・アイデンティティ(性自認)とジェンダー・ロール(性役割)、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖がそこに含まれる」もので、「性の権利宣言」(「性の権利宣言」とは、人間のセクシュアリティの分野に関する学会組織、NGO、専門家などによって構成された国際的な団体である、性の健康世界学会(WAS)によって1999年に採択された宣言)にて定義されているものである。

また、狭義のセクシュアリティとは、「セックス (生物学的性)、ジェンダー・アイデンティティ (性自認)とジェンダー・ロール (性役割)、性的 指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖」のことをさす。一般的に、多くの「入門書」で書かれている「セクシュアリティ」のとらえ方は、狭義のセクシュアリティの中で特に3つ、セックス(からだの性:身体的性別)、ジェンダー・アイデンティティ(こころの性:性別自認)、セクシュアル・オリエンテーション(好きになる性:性的指向)を示している。それは、セクシュアル・マイノリティとは誰をさすのか考えるときに重要になる概念である

からであるといえるだろう。本稿で、上記のどちらかの概念を指す時、あるいはそれ以外の特殊な用い方で「セクシュアリティ」という言葉を用いる場合は、〈性〉という表し方はしない。

(5)カミングアウトとは、"Come out of the closet (クローゼット [押入れ] の中から外に出る)"という言葉の略で、自身の性的指向をクローゼットの外(つまり、異性愛中心主義社会)では隠して生きている人たちが、クローゼットの外に飛び出すという意味を持つ言葉である(逆に、カミングアウトしていない状態のことを、クローゼットという)。(6)伏見憲明「もっと深く同性愛を「体験」するた

(6)伏見憲明「もっと深く同性愛を「体験」するための読書」、伏見憲明編『同性愛入門』pp.126-133によれば、上野千鶴子「私じしんも、ホモセクシュアルは多様で自然な愛のかたちの一つにすぎないという、ものわかりのよさそうな意見に与しない」

(『女という快楽』1986) や小倉千加子「すべての 男は女嫌いだけれども、それが肉体化されるまでに 顕在化してきてる人をホモと呼ぶんです」(『男流文 学論』1992)をさして、「知ったかぶりの偏見が当事者不在の状況のもとで横行し」ていたと痛烈に批判している。伏見は「同性愛者は何とでも語っていいような対象だった」と、それまでのセクシュアリティ/ジェンダー研究者でさえ、同性愛者に対しては露骨な差別や無責任な発言がなされていたと論じている。

(7)セクシュアル・マイノリティではない人々をここでは、セクシュアル・「マジョリティ」としてあえて評したのは、そのマジョリティ/マイノリティという権力に目を向けるためである。一般的に、非セクシュアル・マイノリティとは「シスジェンダー・ヘテロセクシュアル」の人々を指すと考えられる。「シスジェンダー」とは、こころの性別(性(別)自認)と、からだの性(身体的性別)が一致している人、ヘテロセクシュアルとは、好きになる性(性的指向)が、「異性」に向く人を指す言葉である。

(8)そもそも,「LGBT」という言葉は,レズビア

ン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとったものである。「LGBT」という言葉は、それ以外の一一つまりアセクシュアルやクエスチョニングなどの、この「LGBT」という4つの頭文字から排除されている一一セクシュアル・マイノリティをかえりみない表現であるということは、これまで当事者の間でも議論がなされてきた。例えば、「LGBTI」(I:インターセックス。昨今では「性分化疾患」という表現や、DSD(Differences of Sex Development)という表現が当事者からもなされている)や、「LGBTIQ」(Q:クエスチョニング。自己の性を悩んでいる人、決めたくない人などのことを指す)など、「LGBT」という4つの頭

文字に加えていく形でこの問題を解決しようとした 流れもあるが、カテゴリー化するということの問題 点をかえりみて、「セクシュアル・マイノリティ」 や「性的マイノリティ」、「性的少数者」という表現 も用いられてきた。昨今では、その批判を免れる/ 免れようとするために「LGBTs」と小文字の「s」 をつけて、セクシュアル・マイノリティの「総称」 であるとする動きが当事者やその支援者からもなさ れているが、本稿で述べてきたような「境界線を引 く」ということに関して根本的な解決にはなりえて いない。

(9)例えば、2014年の関西レインボーパレード・レインボーフェスタでは、ホテルグランヴィア京都が「京都で誓う、ふたりの愛。同姓婚相談ブースを設置いたします!お二人の"想い"を"かたち"に変えていく……お二人はもちろん、挙式に参加されるすべての方との結を大切に考え、幸せのお手伝いをいたします」というメッセージを掲げてブースを出展している(関西レインボーパレード・フェスタhttp://rainbowfesta.org/#booths)。東洋経済『東洋経済』6043号、2012などでも特集が組まれている。

(10)東洋経済 2012 『東洋経済』 6403 号。

(11)なお、アメリカのセクシュアル・マイノリティ 運動の「保守化」については、マサキ(2015)が 詳しい。併せて読まれたい。

(12)東洋経済ホームページ「首相夫人も参加, LGBT パレード in 原宿 GAP 原宿店はレインボーカラーのロゴを設置」(記事:柳沢正和, 2014年 05月14日) http://toyokeizai.net/articles/-/37319

(13)AERA「LGBT の学生は優良人材の宝庫 外資

系は採用に積極的」(2012 年 9 月 24 日号) http://dot.asahi.com/news/domestic/201209280 0036.html

(14)AERA・前掲ホームページによる。

(15)石田仁による講演,「第4回週末トークライブ「ゲイはどのように描かれてきたか〜戦後の雑誌分析から見るゲイの表象」」による。

(16)上記講演会におけるスライドより引用した。

(17)「ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点し

とは、ジェンダー論や、その論を発展させてきたフ ェミニズムの理論・実践をふまえて,「社会におけ るすべてのひとの〈性〉に関する抑圧の解放を目さ す | 視点であると定義できる。〈性〉という概念か らは、多様であることを尊重すること、また、普遍 的な人権の観点からもすべての人に関係するのだと いうことを「性の権利宣言」などからも読み取るこ とができる。そういった意味では、これまでの「男 女平等」という考え方の見直しを迫っているといっ てもよい。「男女平等」という言葉にはこれまで以 下のような指摘がなされてきた。一つは、男性が 「基準」として考えられてきており、その「基準」 に女性が追いつくことを求めてきたこと, つまり, 「男並みの女」になることを求めてきた/いるわけ で、「女性の活躍」という近年よく耳にするように なった言葉もこの「基準」に基づいているといえる。 もう一つは、「男性」、「女性」という枠組みが画一 化され、多様性が無視されてきたということである。 以上からも、「男女平等」の視点ではなく、「ジェン ダー・セクシュアリティ平等|の視点を大切にして

(18)例えば、結婚情報雑誌「ゼクシィ Premier」では、「華やかな」同性愛者同士の結婚式が取り上げ

られている。また、「LGBT アクティビスト」と自称している東小雪は、雑誌「現代思想 特集 LGBT」内で、臨床心理士である信田さよ子との対談をしているが、信田の以下の発言に「否定」をせずにいる。

信田:元をたどれば、私は東京ディズニーリゾートでの結婚式のウエディングドレス姿をニュースで見たとき、失礼な言い方かもしれませんが、東さんと増原裕子さん、このお二人は「登場すべくして登場した」というか、「この人たちでなければいけなかった」という風に思ったりもしました。やはりあの姿が「美しい」ということが、メディア戦略的にも本当に良かったと思いました。

この発言を受けて、その後続けられた対談においても東はこの信田発言に否定はしていない。それでは、「美しくない」レズビアンであったら、この結婚はどうであったのか。美醜による差別というのはこれまで幾度となく問われてきたことではなかったのか。「美しい」ということが「良かった」という表現を自称「アクティビスト」が正さなかったこと、その姿勢が問われるものは大きい。

(19)正式名称は、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」であるが、一般的にこの名称が用いられる。新聞などにおいては、「同性婚条例」、「同性カップル条例」などとも表現されており、そのこともあって、「日本でも同性婚が出来るようになった」などと勘違いを起こす人びともいる。例えば、東京新聞2016年4月12日夕刊「渋谷区同性カップル条例1年 多様な性へ支援の輪」http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201604/CK2016041202000250.html

日本経済新聞 2015 年 3 月 31 日「「同性婚」に証明書 東京・渋谷区、全国初の条例成立」http://w

いく必要があるのだ。

ww.nikkei.com/article/DGXLASDG31H7P_R30C1 5A3CZ8000/などがある。

(20)性教育バッシングは、そもそもは、1992年のいわゆる「文部省版性教育元年」に起こったことであり、「性教育にまともにとりくむ実践と研究」に対して、「性交教育」や「コンドーム教育」といった造語を使って誹謗・中傷がなされたことに始まる。その頃は、現場の教員や教育委員会、学校にクレームをつけるという方法が取られていたが、2002年には、地方議会において男女共同参画条例や男女平等教育・性教育に対する批判や攻撃が全国各地でなされた。これらには、新保守主義が大いに関係している。詳しくは、浅井他(2003)、日本女性学会ジェンダー研究会編(2006)を参照されたい。

参考文献

- 一般社団法人"人間と性"教育研究協議会編『季刊セクシュアリティ』(72)
- 浅井春夫他編(2003)『ジェンダーフリー・性教育 バッシング ここが知りたい 50 の Q&A』大月 書店
- 東小雪(2015)「討議 私たちがつくる〈家族〉のかたち(特集 LGBT:日本と世界のリアル)」『現代思想』43(16),青土社,pp.30-45
- 飯野由里子(2004)「日本のレズビアン・フェミニストのストーリーを読み直す」『解放社会学研究』 18,日本解放社会学会,pp.18-38
- ---- (2008)『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』生活書院
- 石田仁 (2015) 「富士高校放火事件の再構成:複合 差別, セクシュアリティ, (トランス) ジェンダ ー (特集 LGBT: 日本と世界のリアル)」 『現代思

想』43 (16), 青土社, pp.231-245 今村仁司 (1994)『近代性の構造 「企て」から 「試み」へ』講談社

上野千鶴子 (1999) 「フェミニスト教育学の困難」 『教育学年報 7 ジェンダーと教育』pp.69-90 河口和也 (2009) 『クィア・スタディーズ』 岩波書店

- 風間孝(2002)「カミングアウトのポリティクス」 『社会学評論』53(3),日本社会学会,pp.348-364。
- ----他(1998)『実践するセクシュアリティ』 動くゲイとレズビアンの会
- ---他 (2010) 『同性愛と異性愛』岩波書店。 キース・ヴィンセント (1997) 「誰が, 誰のため に?」『現代思想』25 (6), 青土社, pp.8-17
- ---他 (1997) 『ゲイ・スタディーズ』 青土社 黒川みどり他 (2015) 『差別の日本近現代史 包摂 と排除のはざまで』 岩波書店
- 砂川秀樹 (2001) 『パレード 東京レズビアン&ゲイパレード 2000 の記録』ポット出版
- ---- (2003a)「「ゲイ・コミュニティ」の形成
 ① コミュニティ意識の高揚」『季刊セクシュア
 リティ No.9』エイデル研究所、pp.138-141
- ---- (2003b) 「レズビアン&ゲイ・パレードが与える希望」『神奈川大学評論』(45),神奈川大学広報委員会,pp.100-106
- 田代美江子(2004)「日本教育史における『セクシュアリティと教育』研究の課題と展望」『日本教育史研究』23, pp.69-88
- 日本女性学会ジェンダー研究会編(2006)『男女共同参画/ジェンダーフリー・バッシング バックラッシュへの徹底反論』

『総合人間学研究』第11号 2017年1月

箱田徹(2016)「解放と包摂の理論―正常性批判か 森川輝紀(2015)『教養の教育学』三元社 ら新たな社会の構想へ」山田創平・橋口貞幸編 『たたかう LGBT&アート』法律文化社,pp.1-8 藤田裕喜(2016)「セクシュアル・マイノリティの 人権をめぐって」『月刊社会教育』60(7), pp.44-48

伏見憲明(2003)「もっと深く同性愛を「体験」す るための読書 |、伏見憲明編『同性愛入門』 pp.126-133

堀川修平(2016a)「日本のセクシュアル・マイノ リティ運動の変遷からみる運動の今日的課題一デ モとしての「パレード」から祭りとしての「パレ ード | へ | 『女性学』 23, 日本女性学会, pp.64-85

---- (2016b) 「日本のセクシュアル・マイノ リティ〈運動〉における「学習会」活動の役割と その限界一南定四郎による〈運動〉の初期の理論 に着目して」『ジェンダー史学』12, ジェンダー 史学会, pp.51-68

前川直哉(2014)「第9章 1970年代における男 性同性愛者と異性婚:『薔薇族』の読者投稿から| 小山静子ほか編著『セクシュアリティの戦後史』 京都大学学術出版会, pp.197-220

---- (2016) 「男性同性愛の戦後史研究とジェ ンダー(特集 ジェンダーから見た「戦後日本」)| 『歴史評論』(796), 校倉書房, pp.61-74

マサキチトセ(2015)「排除と忘却に支えられたグ ロテスクな世間体政治としての米国主流「LGBT 運動 | と同性婚推進運動の欺瞞 | 『現代思想』43 (16), 青土社, pp.75-85

三橋順子(2016)「性別越境・同性間性愛文化の普 遍性」『精神科治療学』31 (8), pp.17-22

渡辺大輔(2016)「『性の多様性を学ぶ』とはどう いうことか」『高校生活指導』202, pp.56-63

> [ほりかわ しゅうへい/東京学芸大学大学院 /ジェンダー・セクシュアリティと教育]